

第 8 章 産業廃棄物対策

1. 概 説 -----	7 4
2. 産業廃棄物処理業等の許認可状況 -----	7 4～7 5
3. P C B廃棄物対策 -----	7 5～7 6
4. 産業廃棄物監視指導事業の状況等 -----	7 6～7 7
5. 啓発活動の推進 -----	7 7～7 8

第8章 産業廃棄物対策

1. 概 説

本市は、平成13年度から産業廃棄物関連業務を所管しており、排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物の適正処理及び減量化の指導等を行っている。

その主な業務として、産業廃棄物処理業（収集運搬業及び処分業）の許可、産業廃棄物処理施設の設置許認可、自動車リサイクル法に基づく登録及び許可、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）に基づく、その確実かつ適正な処理の推進を行っている。また、排出事業者や処理業者に対する立入検査・指導、苦情への対応等を行うとともに、不法投棄の早期発見と不適正処理の未然防止のため、産業廃棄物監視指導員を任用しての定期的なパトロールや、ヘリコプターによる上空監視などを行っている。

このほか、講習会等を通じて関係法令等を周知し、産業廃棄物対策課のホームページや啓発チラシ等を活用して、産業廃棄物に関する正しい情報の提供に努めている。

2. 産業廃棄物処理業等の許認可状況

（1）産業廃棄物処理業及び処理施設の許認可件数

（平成23年度実績）

産業廃棄物処理業						特別管理産業廃棄物処理業						産業廃棄物処理施設			
収集運搬業			処分業			収集運搬業			処分業						
新規	更新	変更	新規	更新	変更	新規	更新	変更	新規	更新	変更	設置	変更	譲受け 借受け	合併 分割
3	21	2	6	10	4	0	4	0	0	0	0	3	1	1	2

（2）産業廃棄物処理業及び処理施設の変更届出件数

（平成23年度実績）

産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	処理施設軽微変更届
250	71	43

※ 平成23年4月1日をもって、倉敷市内に積替保管事業場を持たない（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可は原則として岡山県の許可のみで足りることとなったため、許認可件数及び変更届件数が大幅に減っている。

(3) 産業廃棄物処理業許可数

(平成24年3月31日現在)

産業廃棄物処理業				特別管理産業廃棄物処理業			
収集運搬業		処分業		収集運搬業		処分業	
積替保管無	積替保管有	中間処理	最終処分	積替保管無	積替保管有	中間処理	最終処分
296	72	85	3 (3)	59	10	6	1

() は中間処理+最終処分

(4) 産業廃棄物処理施設数

(平成24年3月31日現在)

施設の種類	中 間 処 理 施 設										最終処分場		計
	汚 泥		廃 油		廃プラスチック類		廃酸 廃アルカリの中和	木くず・がれき類の破碎	シアン化合物の分解	その他産業廃の焼却	管理型最終処分場	安定型最終処分場	
	脱 水	焼 却	油 水 分 離	焼 却	破 砕	焼 却							
施 設 数	14	8	4	8	16	7	0	58	2	15	2	5	139

施設の種類の重複するものがある。

(5) 自動車リサイクル法の登録及び許可件数

(平成24年3月31日現在)

登録業者		許可業者	
引取業	フロン類回収業	解体業	破碎業
204	74	27	13

3. PCB廃棄物対策

倉敷市内におけるポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管事業者は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）」の規定により、毎年6月30日までに倉敷市長に対し、前年度の保管状況等について届出を行うことが義務づけられ

ている。

産業廃棄物対策課では、この届出内容に対する精査を行い、届出のあった事業者の保管事業場に対して立入検査を行うとともに、この内容を市民の縦覧に供している。

現在、217の事業場について届出が提出されており、平成23年度はこのうち、これまでに立入を行っていない事業場や、PCB廃棄物が増加した事業場を中心とする55箇所に立入を行った。

◇ 平成23年度PCB廃棄物保管事業者立入指導状況

立入を行った件数		55
指示 件 数	「特別管理産業廃棄物」の表示に関する指示	4
	PCB廃棄物の識別管理方法に関する指示	1
	届出書との整合に関する指示	3
	届出書の記載に関する軽微な修正等	8

4. 産業廃棄物監視指導事業の状況等

(1) 監視指導事業

退職警察官4名を非常勤嘱託員（産業廃棄物監視指導員）として採用し、2班体制で関係事業場等に対する立入りやパトロールを実施、不適正処理事案等を早期に把握して是正を求めるなどの指導を行うほか、市民等から寄せられる廃棄物等に関する苦情に対応している。

◇ 監視指導員活動状況 (平成23年度実績)

最終処分場		中間処理施設		積替え保管場所		その他		苦情等対応					
一般立入	苦情対応	一般立入	苦情対応	一般立入	苦情対応	一般立入	苦情対応	不法投棄	不適正保管	野外焼却	不適正焼却	その他	計
1	0	125	1	128	0	1762	74	28	9	87	11	7	142

(2) 航空機による監視及びテープ広報

職員が民間航空業者のヘリコプターに搭乗し、山間部を中心に監視を行う上空監視業務を従来は年2回（平成23年度中は10月及び3月）行っていたが、平成24年度は回数を4回（6月、9月、12月及び3月）に増やして実施する予定である。また、不法投棄防止を

セスナ機より呼びかけるテープ広報を年1回実施しており、本年度も同様に実施する予定である。

(3) 夜間休日不法投棄等監視業務委託事業

監視が手薄となる夜間休日中の監視体制を補完するため、平成20年6月から民間警備会社に委託し、不法投棄の早期発見と不適正処理の未然防止を目的としたパトロール監視を実施している。

◇ 夜間休日監視業務実施状況 (平成23年度実績)

平日夜間	16時以降指定時間帯 (休憩1時間, 実働6時間)	50
休日昼間	9時～17時 (休憩1時間, 実働7時間)	97
休日夜間	16時以降指定時間帯 (休憩1時間, 実働6時間)	10
指定日	任意時間帯 (休憩1時間, 実働7時間)	11

(4) 不法投棄防止用カメラの設置による監視活動の強化

市内の不法投棄頻発場所を選定し、不法投棄防止用カメラ3台を設置して未然防止を図っているが、平成23年度は証拠保全に力点を置いた秘匿カメラ(画像転送可能)を1台購入し、積極的な監視活動を展開している。また、抑止効果を期待し、防止用カメラ設置場所付近の路線に「監視カメラ設置区間」等の看板を設置している。

(5) 悪質事案に対する積極的な行政処分等の実行

産業廃棄物の不適正処理事案や野外焼却事案については、行為者に対して廃棄物の撤去、行為の中止等の改善指導を適宜行っているが、行政指導の繰り返しにとどまることなく、悪質業者に対しては、積極的かつ速やかな行政処分を実施し、また、捜査機関との連携強化による事件化など、強い廃棄物行政の構築に努めることとしている。平成23年度には、本市の度重なる指導にもかかわらず野外焼却を繰り返した産業廃棄物処理業者1社に対し、業の許可を取り消す不利益処分を行った。

5. 啓発活動の推進

(1) 産業廃棄物の排出事業場・処理業者・再生利用業者等に対し、講習会等を通じて関係法

令等の周知に努めている。

(2) 産業廃棄物対策課のホームページや啓発チラシ等を活用して、産業廃棄物に関する正しい情報の提供に努めている。このほか、廃棄物処理法の要点をまとめ、倉敷市の実情を反映した「産業廃棄物ハンドブック」を隔年で製作し、産業廃棄物の排出事業場・処理業者・再生利用業者等に配布している。